

News Release

報道関係 各位

令和3年2月9日

(担当)

企画総務部企画総務グループ

TEL: 076-431-6156 FAX: 076-431-5274

富山支部の令和3年度健康保険料率は9.59%（前年度より据え置き） ～ インセンティブ制度の結果（全国2位）が据え置きに奏功 ～

全国健康保険協会^(注1)において、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）に係る令和3年度の健康保険料率（以下「保険料率」という。）を決定しました。令和3年3月分（4月納付分）から改定されます。

富山支部の令和3年度保険料率は9.59%（令和2年度より据え置き）となり、新潟支部（9.50%）に次いで全国2番目に低い保険料率となります。また、介護保険料率は1.80%（全国一律）と令和2年度より0.01%ポイント増となります。

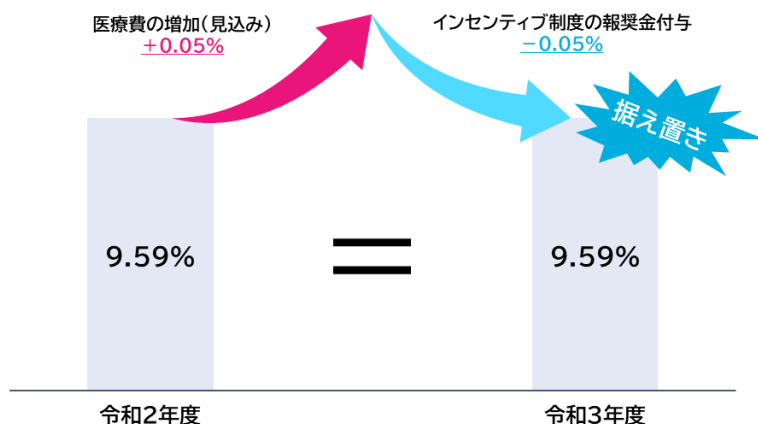
< 1. 保険料率が据え置きとなった要因 >

医療費増による引上げを、インセンティブ制度の報奨金で相殺

協会けんぽの保険料率は、地域の加入者の皆様の医療費に基づいて算出するため、都道府県ごとに異なります^(注2)。

富山支部の令和3年度保険料率は、令和2年度と比較して医療費が増加することで0.05%引き上がる見込みでしたが、インセンティブ制度の報奨金により0.05%引下げとなったことで、結果として9.59%に据え置かれました。

【 図1 令和3年度保険料率のイメージ 】



< 2. インセンティブ制度について >

加入者・事業主の健康づくり等に係る取組が報奨金として付与される仕組み

平成 30 年度より導入されたインセンティブ制度は、下記の 5 つの評価指標に基づき、全国健康保険協会の支部ごとの実績（加入者の実績の合計値）を評価し、上位となった支部に対して、結果に応じた報奨金が付与され、保険料率の引下げが行われます（翌々年度の保険料率に反映されます）。

富山支部の令和元年度結果は、加入者・事業主の皆様の取組によって全国 2 位となり、令和 3 年度保険料率の据え置きに大きく寄与しました。

【 表 1 インセンティブ制度の評価指標及び当支部の実績 】

評価指標	点数（順位）	前年度
① 特定健診等の実施率	60.6（ 3 位↑）	57.8（ 9 位）
② 特定保健指導の実施率	61.4（ 5 位→）	61.4（ 4 位）
③ 特定保健指導対象者の減少率	32.8（46 位→）	37.0（45 位）
④ 受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	78.8（ 1 位↑）	52.3（12 位）
⑤ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合	55.9（13 位↑）	50.0（25 位）
合計	289.5（ 2 位↑）	258.5（18 位）

令和 3 年度の協会けんぽ全体の平均保険料率は 10.00% ですが、国の試算では、高齢化や生産年齢人口の減少、医療の高度化等によって、2025 年度には 10.00%～10.80%、2040 年度には 10.80%～12.10% まで引き上がる見通しが示されています。

将来の保険料率を抑えるためには、加入者一人ひとりの健康の保持増進や早期治療、後発医薬品の使用等の医療費適正化の取組を進めることが重要です。

今後、富山支部においては、インセンティブ制度の更なる周知広報に取り組むとともに、加入者・事業主の皆様が健康づくりに一層取り組めるよう環境整備に努めてまいります。つきましては、本取組を各種報道等で積極的にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【別添 1】令和 3 年度保険料率改定リーフレット

【別添 2】インセンティブ制度に係る令和元年度実績

（注 1）平成 20 年 10 月 1 日、国の政府管掌健康保険事業を継承し、これを運営する法人として設立されました。主に、中小企業で働く従業員とその家族が加入する健康保険の保険者として健康保険事業を行っています。約 230 万事業所、約 4,000 万人の加入者からなる日本最大の医療保険者であり、当支部には、県内約 1 万 9,000 事業所、約 41 万人の方が加入されています（令和 2 年 3 月時点）。

（注 2）都道府県ごとの医療費に差がない場合であっても、インセンティブ制度の取組結果を反映すること等により、保険料率が異なる場合があります。

令和3年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率について お知らせします

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、
本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。
こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

富山支部の健康保険料率は据置きとなります。
介護保険料率は変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで

9.59%

健康保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

9.59%

令和3年2月分(3月納付分)まで

1.79%

介護保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

1.80%

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率 9.59%のうち、6.06%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

日本年金機構・全国健康保険協会 富山支部

(<https://www.nenkin.go.jp/>) (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

知ってください! 協会けんぽのこと

保険料率は都道府県ごとに定められ、皆さまの取組が反映されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・保健指導を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を身に付けていただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。一体となって皆さまに取り組んでいただきたい具体的内容につきましては、右のページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

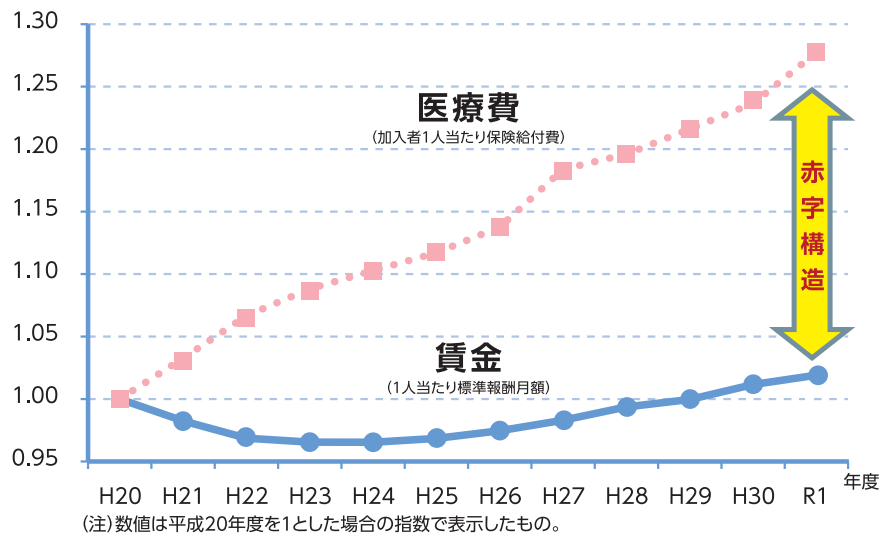
協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご理解・ご協力が必要です。

加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。

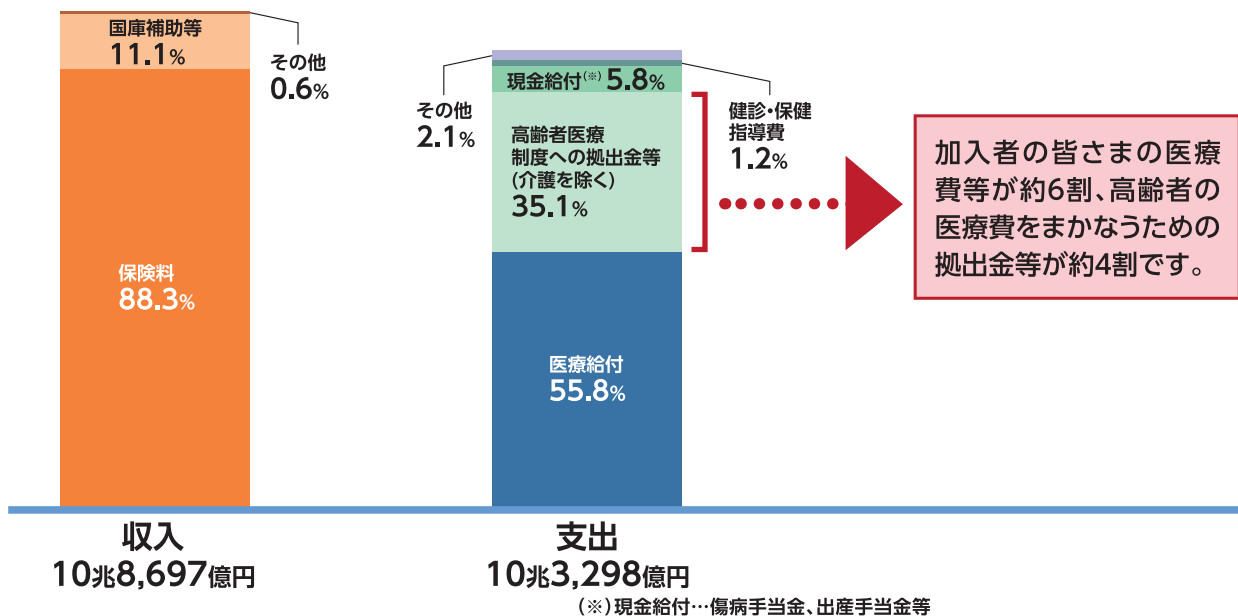
また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況はさらに厳しさを増していきます。

協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

協会けんぽの保険財政の傾向



協会けんぽの収支内訳〔令和元年度決算(医療分)〕



加入者の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい3つの取組

1

健康診断・保健指導を始めとする健康づくり

事業主から従業員の皆さまに対して、健康診断や保健指導を受けるよう促していただくことが大切です。このことにより、疾病の早期発見・重症化予防や生活習慣の改善が可能となるだけでなく、事業所における生産性の維持や向上につながります。加えて、このような健康づくりの取組を続けることは、将来の医療費の節約に結び付きます。

また、事業主から協会けんぽに対して、事業者健診の結果をご提供いただいた場合、協会けんぽから事業所への健康づくりのサポートをより一層進めることが可能となります。

ぜひ、事業者健診の結果のご提供に、ご協力いただきますようお願いいたします。

●生活習慣病予防健診実施率

令和元年度実績 **52.3%** ▶ **令和5年度目標 63.9%**以上

●被保険者の特定保健指導の実施率

令和元年度実績 **18.0%** ▶ **令和5年度目標 36.4%**以上

※令和5年度目標は、保険者機能強化アクションプラン(第5期)による。

詳しくは、「協会けんぽ」ホームページ→「保険者機能強化アクションプラン(第5期)」

<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/cat730/20210131/>>をご覧ください。

2

コラボヘルス

協会けんぽでは、事業所ごとに従業員の健康状況や健康課題を、「事業所カルテ」により見える化してお届けしています。これを活用して、事業主の皆さまと協力して事業所における健康づくりをサポートしています。

健康づくりに積極的に取り組む事業所であることを自ら宣言する「健康宣言」を行った事業所に対しては、「事業所カルテ」から職場が抱える健康課題を抽出し、健康度のアップにつながる具体的な取組の提案や支援を行っています。

事業主の皆さまにおかれましても、「健康宣言」などの取組を行っていただきますようお願いいたします。

●「健康宣言」事業所数

令和元年度末 **44,959**事業所 ▶ **令和5年度目標 70,000**事業所以上

3

ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする医療費の適正化

ジェネリック医薬品を使用した場合、本人の薬代の負担軽減と医療費の節約が可能となることから、協会けんぽではその普及を推進しています。このため、事業主から従業員の皆さまへも、ジェネリック医薬品の使用を勧めていただきますようお願いいたします。

また、協会けんぽでは、高齢化の進展等により増加していく医療費の適正化のために、上手な医療のかかり方の普及啓発を行っています。

詳しくは、「協会けんぽ」ホームページ→「医療費の節約」

<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/setsuyaku/>>をご覧ください。

加入者全員が
ジェネリック医薬品に
切り替えると…

約 4,200 億円 (令和元年度試算)
もの医療費を抑制できます。

●ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)

令和2年9月現在 全国平均 **79.2%**

(最高値は沖縄支部の **88.3%**、最低値は徳島支部の **71.5%**) ▶ **令和5年度目標 全支部において 80%以上**

令和3年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：令和3年3月分～適用

・介護保険料率：令和3年3月分～適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用

・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用

(富山県)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般・坑内員・船員	
				9.59%		11.39%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,562.2	2,781.1	6,606.2	3,303.1		
2	68,000	63,000	73,000	6,521.2	3,260.6	7,745.2	3,872.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,480.2	3,740.1	8,884.2	4,442.1		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,439.2	4,219.6	10,023.2	5,011.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,398.2	4,699.1	11,162.2	5,581.1	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	9,973.6	4,986.8	11,845.6	5,922.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,549.0	5,274.5	12,529.0	6,264.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,316.2	5,658.1	13,440.2	6,720.1	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,083.4	6,041.7	14,351.4	7,175.7	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	12,850.6	6,425.3	15,262.6	7,631.3	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,617.8	6,808.9	16,173.8	8,086.9	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,385.0	7,192.5	17,085.0	8,542.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,344.0	7,672.0	18,224.0	9,112.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,303.0	8,151.5	19,363.0	9,681.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,262.0	8,631.0	20,502.0	10,251.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,221.0	9,110.5	21,641.0	10,820.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,180.0	9,590.0	22,780.0	11,390.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,098.0	10,549.0	25,058.0	12,529.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,016.0	11,508.0	27,336.0	13,668.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	24,934.0	12,467.0	29,614.0	14,807.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	26,852.0	13,426.0	31,892.0	15,946.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	28,770.0	14,385.0	34,170.0	17,085.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	30,688.0	15,344.0	36,448.0	18,224.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	32,606.0	16,303.0	38,726.0	19,363.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	34,524.0	17,262.0	41,004.0	20,502.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	36,442.0	18,221.0	43,282.0	21,641.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	39,319.0	19,659.5	46,699.0	23,349.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	42,196.0	21,098.0	50,116.0	25,058.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,073.0	22,536.5	53,533.0	26,766.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	47,950.0	23,975.0	56,950.0	28,475.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	50,827.0	25,413.5	60,367.0	30,183.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	53,704.0	26,852.0	63,784.0	31,892.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	56,581.0	28,290.5	67,201.0	33,600.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	59,458.0	29,729.0	70,618.0	35,309.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	62,335.0	31,167.5	74,035.0	37,017.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	65,212.0	32,606.0	77,452.0	38,726.0		
37	710,000	695,000	730,000	68,089.0	34,044.5	80,869.0	40,434.5		
38	750,000	730,000	770,000	71,925.0	35,962.5	85,425.0	42,712.5		
39	790,000	770,000	810,000	75,761.0	37,880.5	89,981.0	44,990.5		
40	830,000	810,000	855,000	79,597.0	39,798.5	94,537.0	47,268.5		
41	880,000	855,000	905,000	84,392.0	42,196.0	100,232.0	50,116.0		
42	930,000	905,000	955,000	89,187.0	44,593.5	105,927.0	52,963.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	93,982.0	46,991.0	111,622.0	55,811.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	98,777.0	49,388.5	117,317.0	58,658.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	104,531.0	52,265.5	124,151.0	62,075.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	110,285.0	55,142.5	130,985.0	65,492.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	116,039.0	58,019.5	137,819.0	68,909.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	121,793.0	60,896.5	144,653.0	72,326.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	127,547.0	63,773.5	151,487.0	75,743.5		
50	1,390,000	1,355,000		133,301.0	66,650.5	158,321.0	79,160.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（9.59％）に介護保険料率（1.80％）が加わります。
- ◆等級欄の（ ）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4（1）等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35（32）等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

- 被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合
- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
- (注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
- 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかかる保険料額
- 賞与にかかる保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。
- また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
- 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。（被保険者の負担はありません。）
- この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（0.36％）を乗じて得た額の総額となります。

〔 令和2年9月15日
第106回運営委員会 資料3(一部抜粋) 〕

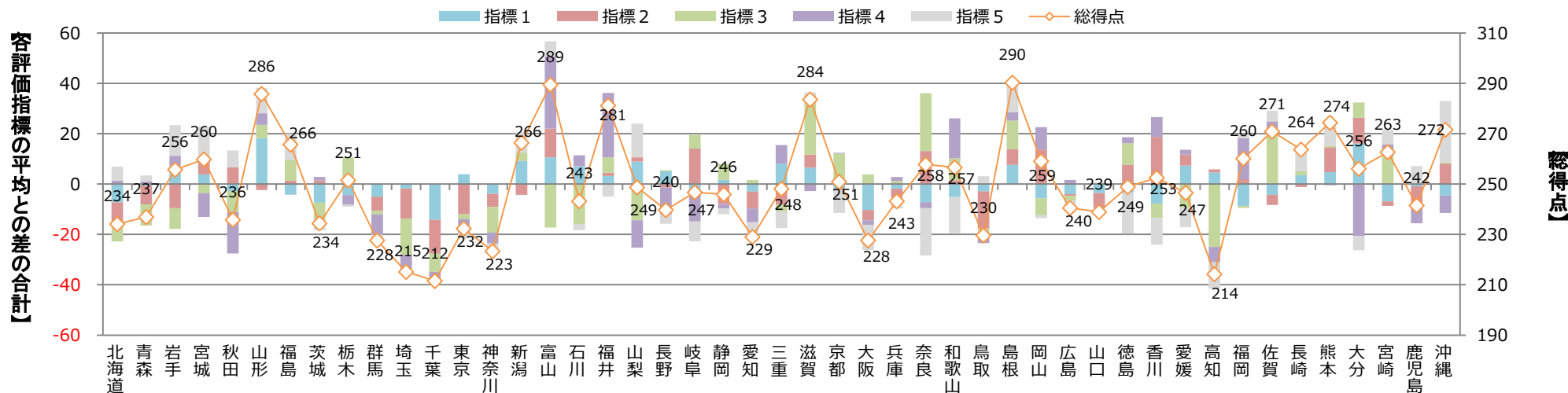
〔 令和2年11月25日
第107回運営委員会 資料2(一部抜粋) 〕

インセンティブ制度に係る令和元年度実績

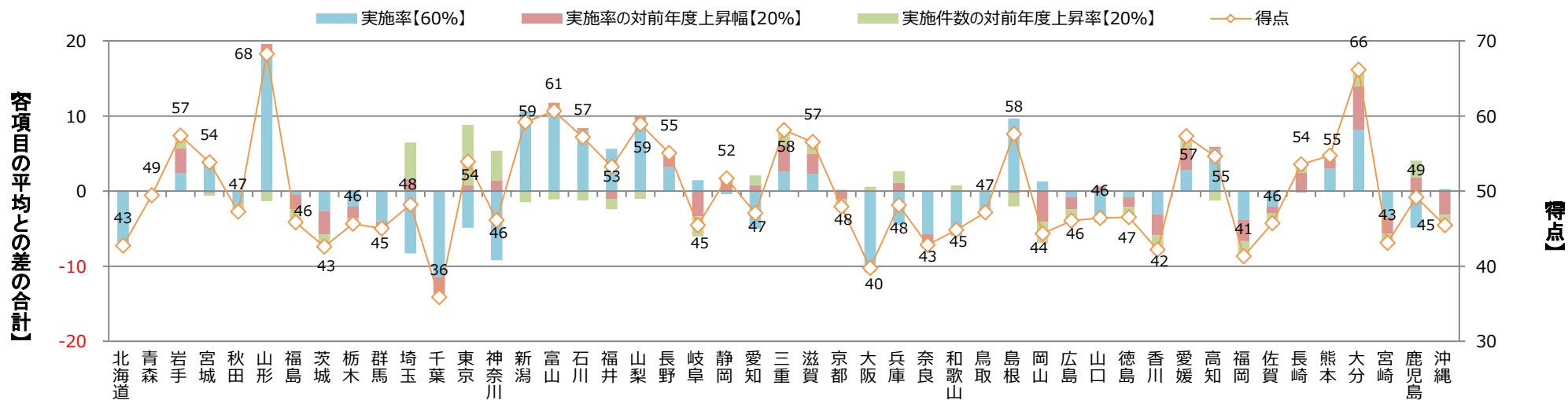
【平成31年4月～令和2年3月分 確定値】

令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

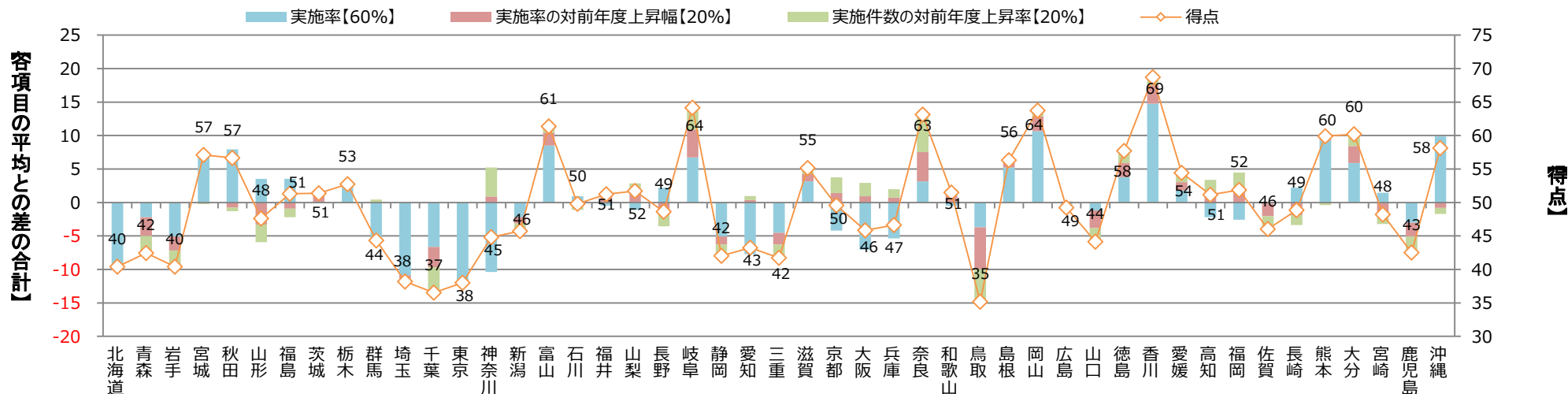


指標 1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

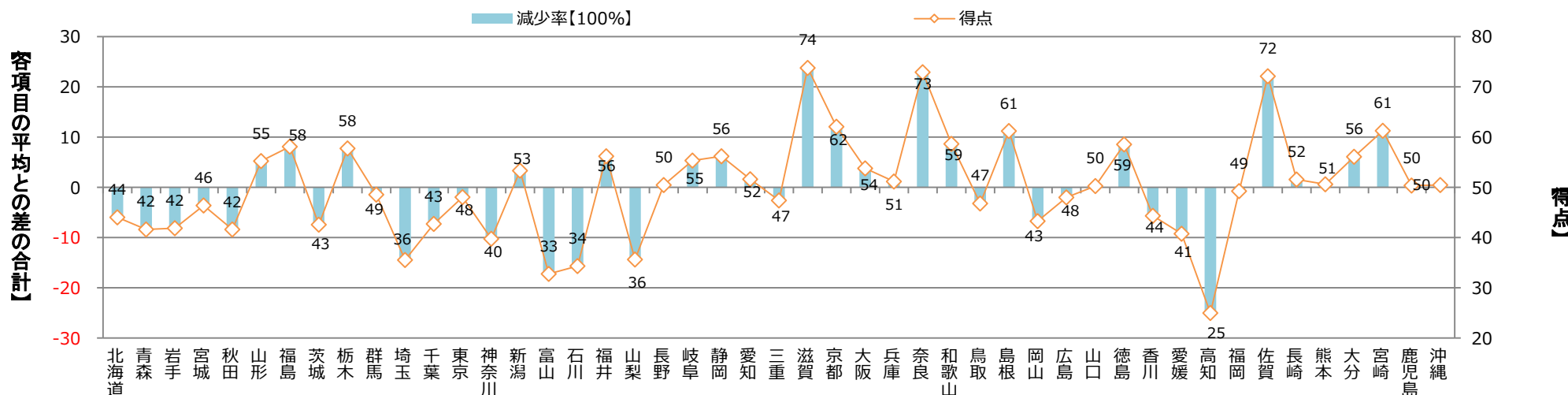


令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標 2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

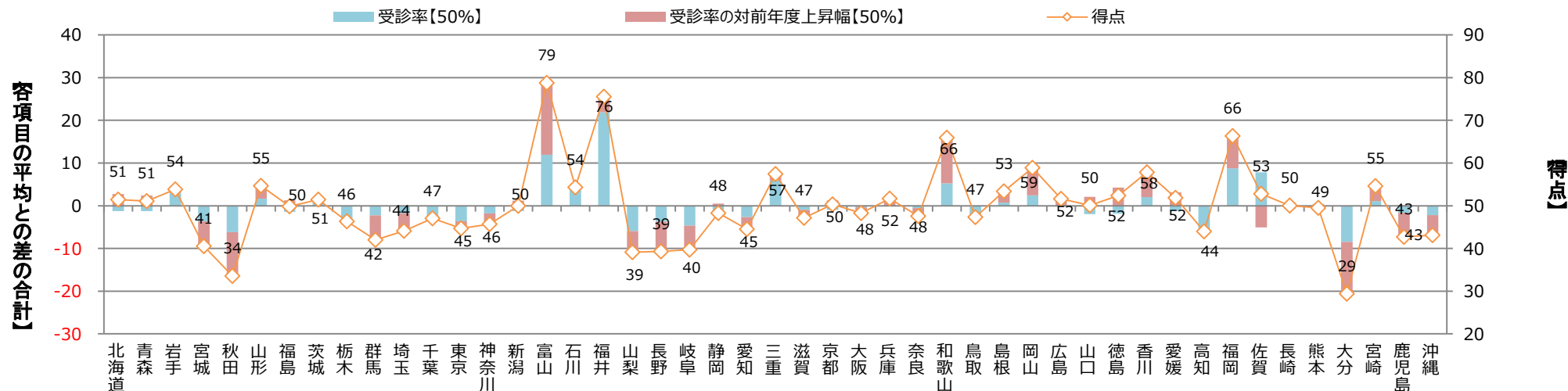


指標 3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

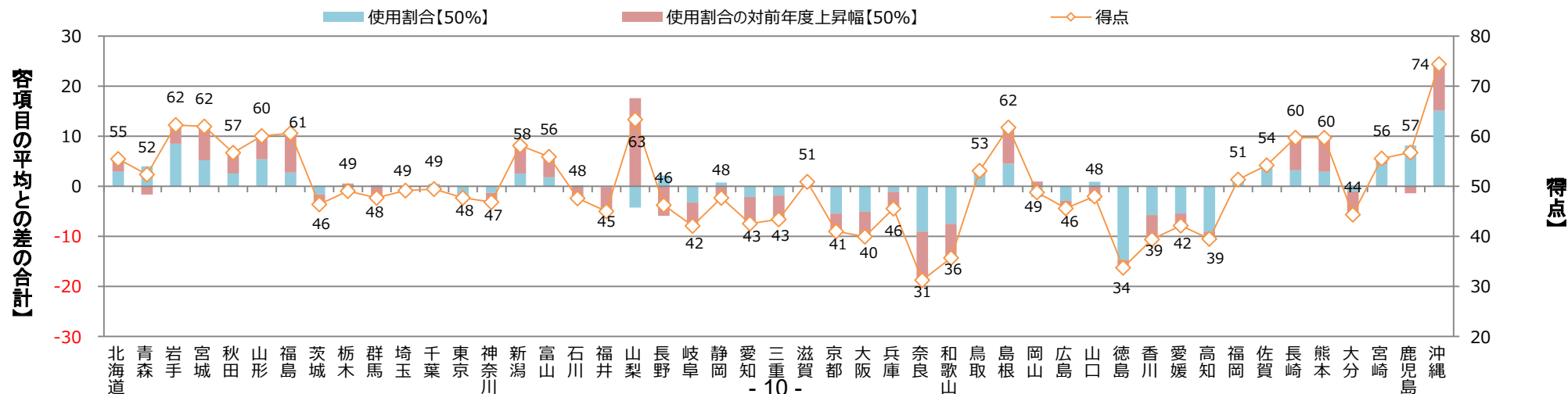


令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標 4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標 5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

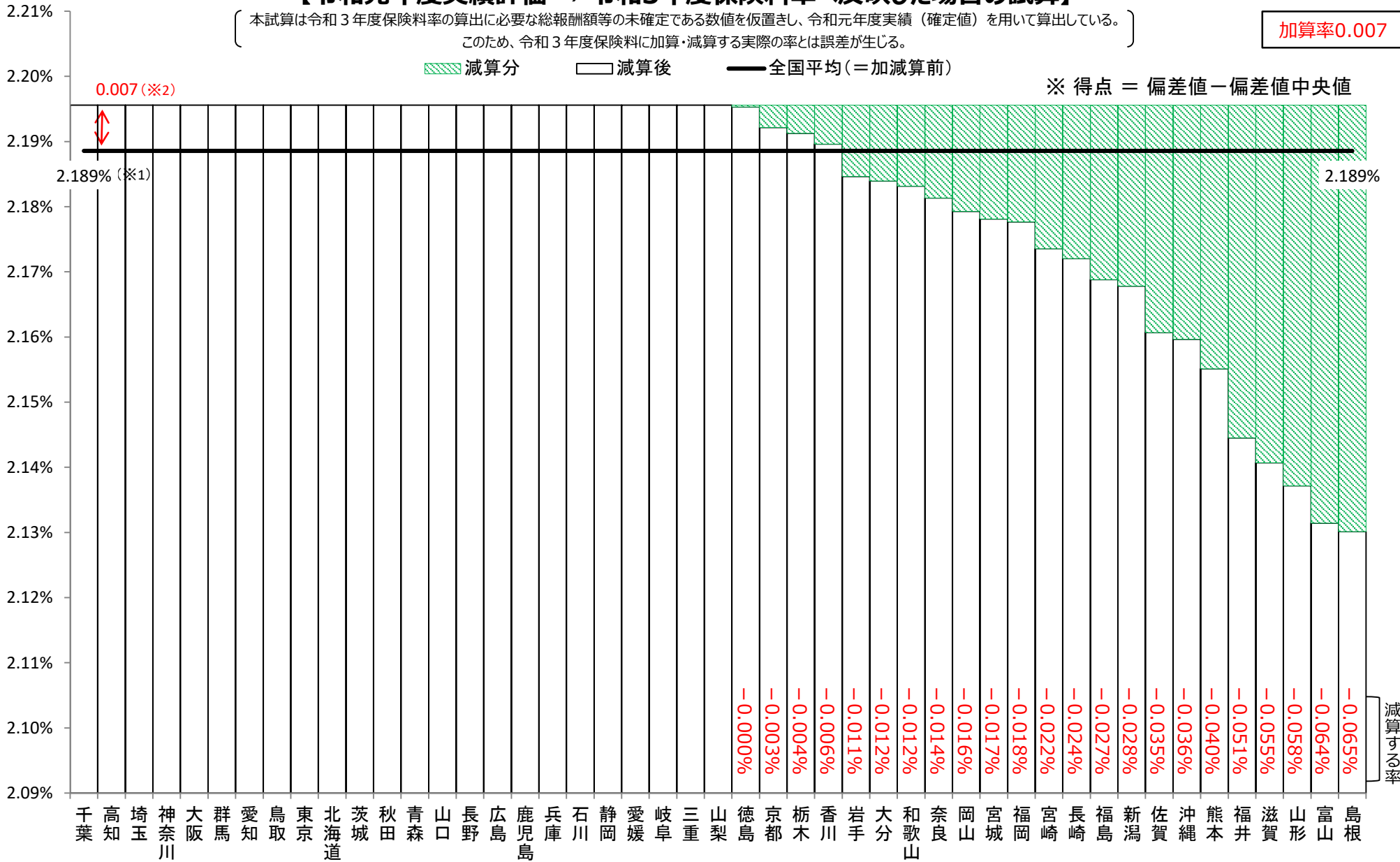


令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔 本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。〕
このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

加算率0.007



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。
※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

＜実施率及び順位を表示＞ 令和元年度の実績（確定値）：北海道支部～三重支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		支部名
	令和元年度 実施率	順位	令和元年度 実施率	順位	令和元年度 減少率	順位	令和元年度 受診率	順位	令和元年度 使用割合	順位	
北海道	48.0%	43	9.9%	44	32.5%	34	10.6%	25	79.6%	12	北海道
青森	55.1%	22	17.8%	29	32.3%	39	10.6%	26	80.3%	9	青森
岩手	57.9%	15	14.6%	38	32.3%	38	11.8%	8	83.2%	2	岩手
宮城	60.0%	10	27.4%	7	32.7%	32	9.9%	40	81.1%	5	宮城
秋田	53.8%	27	28.7%	6	32.3%	40	9.2%	46	79.3%	14	秋田
山形	73.8%	1	24.0%	12	33.6%	15	11.5%	11	81.2%	4	山形
福島	55.0%	24	23.9%	13	33.9%	9	10.6%	27	79.5%	13	福島
茨城	52.8%	31	20.2%	22	32.4%	37	11.4%	12	76.6%	32	茨城
栃木	53.3%	29	22.7%	16	33.9%	10	10.0%	39	76.7%	31	栃木
群馬	51.2%	36	13.5%	40	33.0%	27	10.3%	36	77.8%	24	群馬
埼玉	47.0%	44	8.4%	46	31.7%	44	10.5%	29	77.6%	26	埼玉
千葉	43.8%	47	12.9%	41	32.4%	36	10.2%	38	78.0%	23	千葉
東京	50.5%	38	7.5%	47	32.9%	28	9.9%	41	76.3%	34	東京
神奈川	46.1%	45	8.9%	45	32.1%	42	10.4%	30	76.8%	30	神奈川
新潟	66.4%	2	17.7%	31	33.4%	17	10.6%	23	79.3%	15	新潟
富山	66.3%	3	29.3%	5	31.4%	46	14.4%	2	78.8%	18	富山
石川	63.7%	7	21.1%	21	31.5%	45	12.1%	7	77.8%	25	石川
福井	61.2%	8	19.6%	25	33.7%	12	17.3%	1	77.5%	27	福井
山梨	65.1%	5	18.9%	27	31.7%	43	9.2%	45	74.8%	39	山梨
長野	58.7%	11	22.5%	18	33.1%	23	9.9%	42	79.1%	17	長野
岐阜	57.0%	17	27.4%	8	33.6%	14	9.6%	43	75.5%	38	岐阜
静岡	55.1%	23	14.7%	37	33.7%	11	10.3%	34	78.2%	22	静岡
愛知	50.3%	40	11.8%	43	33.3%	18	10.2%	37	76.2%	36	愛知
三重	58.1%	14	15.2%	36	32.8%	30	12.7%	5	76.4%	33	三重

<実施率及び順位を表示> 令和元年度の実績（確定値）：滋賀支部～沖縄支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		支部名
	令和元年度実施率	順位	令和元年度実施率	順位	令和元年度減少率	順位	令和元年度受診率	順位	令和元年度使用割合	順位	
滋賀	57.8%	16	23.5%	15	35.5%	1	10.7%	22	78.3%	20	滋賀
京都	55.6%	20	15.6%	35	34.3%	4	10.7%	21	74.0%	42	京都
大阪	45.2%	46	12.5%	42	33.5%	16	10.9%	18	74.3%	40	大阪
兵庫	50.9%	37	14.3%	39	33.2%	20	10.9%	16	76.9%	29	兵庫
奈良	49.6%	41	23.5%	14	35.4%	2	10.8%	19	71.7%	45	奈良
和歌山	49.4%	42	19.6%	26	34.0%	7	12.5%	6	72.7%	44	和歌山
鳥取	53.1%	30	16.1%	34	32.8%	31	10.4%	33	79.1%	16	鳥取
島根	65.3%	4	25.8%	10	34.2%	6	11.2%	14	80.6%	6	島根
岡山	56.8%	18	31.6%	2	32.4%	35	11.7%	9	76.2%	35	岡山
広島	54.7%	25	19.7%	24	32.9%	29	10.9%	17	75.7%	37	広島
山口	51.2%	35	18.8%	28	33.1%	25	10.4%	32	78.2%	21	山口
徳島	54.7%	26	24.2%	11	34.0%	8	10.4%	31	68.0%	47	徳島
香川	52.3%	32	36.1%	1	32.5%	33	11.6%	10	73.8%	43	香川
愛媛	58.3%	13	22.1%	19	32.2%	41	10.6%	24	74.1%	41	愛媛
高知	61.2%	9	17.7%	30	30.6%	47	9.4%	44	71.7%	46	高知
福岡	51.5%	34	17.3%	32	33.0%	26	13.5%	3	78.6%	19	福岡
佐賀	53.4%	28	19.9%	23	35.3%	3	13.2%	4	80.4%	8	佐賀
長崎	55.3%	21	22.5%	17	33.3%	19	10.7%	20	79.7%	10	長崎
熊本	58.5%	12	30.1%	4	33.2%	21	11.1%	15	79.6%	11	熊本
大分	63.8%	6	26.5%	9	33.7%	13	8.5%	47	76.9%	28	大分
宮崎	51.9%	33	21.7%	20	34.2%	5	11.3%	13	80.5%	7	宮崎
鹿児島	50.5%	39	16.9%	33	33.1%	24	10.5%	28	83.0%	3	鹿児島
沖縄	55.8%	19	30.8%	3	33.2%	22	10.3%	35	87.6%	1	沖縄
全国平均	52.7%	—	16.7%	—	33.0%	—	10.8%	—	77.4%	—	全国平均

<偏差値及び順位を表示> 令和元年度の実績（確定値）：北海道支部～三重支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		得点		支部名
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	
北海道	42.7	42	40.4	43	44.1	34	51.4	18	55.5	15	234.1	38	北海道
青森	49.4	20	42.4	39	41.6	39	51.1	20	52.3	18	236.9	35	青森
岩手	57.4	8	40.4	42	41.9	38	53.8	11	62.2	3	255.7	19	岩手
宮城	53.8	16	57.1	10	46.4	32	40.5	42	61.9	4	259.8	14	宮城
秋田	47.3	25	56.7	11	41.6	40	33.6	46	56.7	12	235.8	36	秋田
山形	68.3	1	47.6	29	55.3	15	54.6	8	60.1	7	285.8	3	山形
福島	45.8	32	51.3	20	58.1	9	49.9	25	60.6	6	265.7	10	福島
茨城	42.6	43	51.4	19	42.6	37	51.4	19	46.4	31	234.4	37	茨城
栃木	45.6	34	52.7	15	57.8	10	46.3	33	49.0	23	251.5	21	栃木
群馬	45.0	37	44.3	35	48.6	27	42.0	41	47.7	26	227.6	42	群馬
埼玉	48.2	22	38.2	44	35.6	44	44.1	37	49.1	22	215.2	45	埼玉
千葉	35.9	47	36.5	46	42.7	36	47.0	32	49.4	21	211.6	47	千葉
東京	53.9	15	38.0	45	48.1	28	44.7	35	47.7	28	232.4	39	東京
神奈川	46.1	30	44.8	34	39.8	42	45.7	34	46.9	30	223.3	44	神奈川
新潟	59.2	4	45.7	33	53.4	17	49.9	24	58.2	10	266.4	9	新潟
富山	60.6	3	61.4	5	32.8	46	78.8	1	55.9	13	289.5	2	富山
石川	57.2	10	49.8	23	34.3	45	54.3	10	47.6	29	243.2	29	石川
福井	53.2	18	51.2	21	56.2	12	75.5	2	45.0	35	281.2	5	福井
山梨	58.9	5	51.7	17	35.7	43	39.1	45	63.3	2	248.8	24	山梨
長野	55.1	12	48.6	27	50.4	23	39.3	44	46.2	32	239.7	33	長野
岐阜	45.4	36	64.2	2	55.4	14	39.7	43	42.1	40	246.7	26	岐阜
静岡	51.7	19	42.0	40	56.2	11	48.3	27	47.7	27	245.9	28	静岡
愛知	47.0	27	43.3	37	51.6	18	44.5	36	42.6	38	229.0	41	愛知
三重	58.1	6	41.7	41	47.4	30	57.4	7	43.4	37	248.1	25	三重

＜偏差値及び順位を表示＞ 令和元年度の実績（確定値）：滋賀支部～沖縄支部

支部名	①特定健診等の実施率		②特定保健指導の実施率		③特定保健指導対象者の減少率		④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品の使用割合		得点	
	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位	偏差値	順位
滋賀	56.5	11	55.2	13	73.8	1	47.2	31	50.9	20	283.6	4
京都	47.9	24	49.6	24	62.1	4	50.3	21	41.0	41	250.9	22
大阪	39.8	46	45.8	32	53.8	16	48.3	28	40.0	42	227.6	43
兵庫	48.1	23	46.6	30	51.2	20	51.7	16	45.6	34	243.2	30
奈良	42.8	41	63.2	4	73.0	2	47.6	29	31.2	47	257.8	16
和歌山	44.8	38	51.5	18	58.7	7	65.9	4	35.7	45	256.6	17
鳥取	47.2	26	35.2	47	46.8	31	47.4	30	53.1	17	229.6	40
島根	57.6	7	56.3	12	61.2	6	53.4	12	61.7	5	290.3	1
岡山	44.4	39	63.7	3	43.3	35	58.9	5	48.8	24	259.1	15
広島	46.1	31	49.2	25	48.0	29	51.6	17	45.6	33	240.5	32
山口	46.4	29	44.2	36	50.3	25	50.1	22	48.0	25	239.0	34
徳島	46.5	28	57.7	9	58.5	8	52.4	14	33.8	46	248.9	23
香川	42.2	44	68.7	1	44.3	33	57.8	6	39.4	44	252.5	20
愛媛	57.3	9	54.4	14	40.8	41	51.9	15	42.1	39	246.5	27
高知	54.6	14	51.2	22	25.0	47	44.0	38	39.5	43	214.3	46
福岡	41.3	45	51.9	16	49.3	26	66.3	3	51.3	19	260.1	13
佐賀	45.7	33	46.0	31	72.2	3	52.8	13	54.2	16	270.9	8
長崎	53.5	17	48.9	26	51.6	19	50.0	23	59.7	8	263.7	11
熊本	54.7	13	59.9	7	50.6	21	49.5	26	59.7	9	274.4	6
大分	66.1	2	60.2	6	56.1	13	29.4	47	44.3	36	256.1	18
宮崎	43.1	40	48.2	28	61.3	5	54.6	9	55.5	14	262.7	12
鹿児島	49.2	21	42.5	38	50.4	24	42.7	40	56.7	11	241.5	31
沖縄	45.4	35	58.1	8	50.5	- 1522	43.1	39	74.4	1	271.6	7

【参考】本来の評価方法

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

対前年度伸び幅（率）

100%－当該支部の実績

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の実施率（使用データ：4月～3月の40歳以上の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を実施した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を実施した者の数}}{\text{自支部加入者のうち特定健診対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定健診等の実施率【60%】

② 特定健診等の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定健診等の実施件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定保健指導の実施率【60%】

② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

＜実績算出方法＞

$$\frac{(A) \text{のうち、(前年度積極的支援} \rightarrow \text{動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)} + (\text{前年度動機付け支援} \rightarrow \text{特保非該当者となった者の数})}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} \quad (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

＜実績算出方法＞

$$\frac{(A) \text{のうち医療機関受診者数}}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} \quad (\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

＜実績算出方法＞

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}} \quad (\%)$$

① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

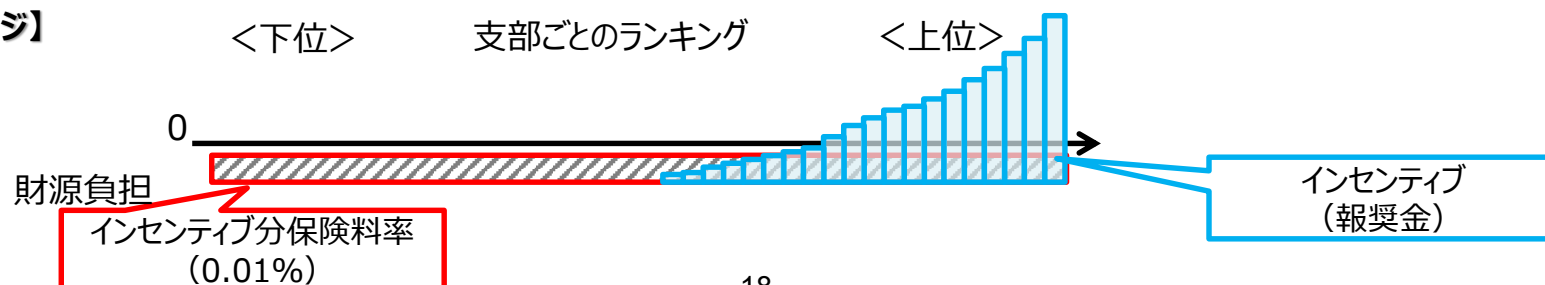
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



＜参考＞報奨金（インセンティブ）の額の算定

◎健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料（任意継続被保険者に係る保険料にあっては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率（法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。）を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額

イ（略）

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ（略）

二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第7条の4第1項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二（略）

◎附則（平30・3・22政令第59号）

第1条 この政令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率（健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。）の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号ロ中「1,000分の0.1」とあるのは、「1000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号ロ中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの**改善状況等を勘案して協会が算定した数**とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎附則(平30・3・23厚生労働省令第32号)

第1条 この省令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。